

2 みんなが安心して楽しめる緑をつくる

公園など市民が暮らしの中で活用できる緑を確保していくことは、スポーツや健康づくりなど多様なレクリエーションの場の提供や、うるおいやすらぎの場の提供につながるとともに、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の向上、良好な景観の形成、災害に強いまちづくり等につながります。

このため、市街地を中心に、公園、公共公益施設、道路、民有地等の施設緑地の確保や、緑の維持管理の充実、市民、事業者との連携と協働による公園の活用の促進に努めます。

2-1 多様な機能を有する大規模な公園等を活用する

(1) 大規模な公園の整備推進

郡山城跡公園をはじめ、県立大和民俗公園、県立まほろば健康パークなどの大規模な公園については、未供用区域の整備の推進とともに、一層の活用促進を図るために、スポーツを楽しめる場や、子どもたちの遊び場、多様な世代が交流できる場、散策や憩いの場、防災拠点など、各公園の特性に応じた多様なテーマを設定したうえで、市民、事業者との連携、協働による利用促進や緑の機能の充実に努めます。

【市民安全課・都市計画課】

(2) 大規模な公園におけるスポーツ・健康づくりイベント等の開催

郡山城跡公園、県立矢田自然公園や県立大和民俗公園、県立まほろば健康パーク、大和郡山市総合公園、九条公園などの大規模公園において、既の実施されている観光協会が主催するお城まつりパレードなどの既存の取り組みの支援や新たなイベント等の誘致など、市民、事業者との連携、協働による多様なテーマ（歴史と文化、スポーツおよび健康、学び、遊びなど）のイベント等を開催し、公園利用の促進や関連する施策整備を検討します。

【スポーツ推進課・生涯学習課・都市計画課】

2-2 身近な公園等を充実する

(1) 身近な公園等の充実

老朽化した既設公園については、長寿命化計画に従い維持管理を進めながら必要に応じて補修を行います。高齢化が進む地域では、健康づくりの場としての充実を、子育て世代が多い地域では子どもの多様な遊び場を確保するなど、地域特性や地域ニーズを踏まえた公園施設の充実や維持管理を工夫することで、高齢者や障がい者、子育て世代等誰もが安心して利用できる空間づくりに努めます。また、少子高齢化等に伴う利用ニーズを踏まえた公園、緑地のあり方や配置について検討を行います。

【都市計画課】

(2) 児童遊園等の充実

児童遊園は、子どもの減少や地区住民の高齢化による利用者の減少、コミュニティの希薄化による地区の集会や環境美化活動、地域イベントなどのコミュニティ活動の弱まりにより、利用や適切な維持管理が十分に行われず良好な状態を保ちにくくなっています。このため、周辺の都市公園や公共施設等の配置状況などを勘案しながら、今後のあり方や管理方法等について検討していきます。

【都市計画課】

2-3 公共空間の緑化により暮らしやすいまちづくりを先導する

(1) 学校施設の緑化

既に実施されている花壇づくりやプランターの設置などの緑化活動の継続に向けた花苗配布などの支援の継続とともに、既存の活動を活かして地域組織やボランティアなどとの連携による芝生の維持管理や花緑の育成管理など、学外の様々な主体との連携と協働による取り組みへと広げ、地域とのコミュニティ醸成の場としての活用を促進します。

【教育総務課・学校教育課】

(2) その他の公共施設の緑化

近鉄郡山駅やJR郡山駅周辺では、「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、駅前広場の緑化やイベントやオープンカフェ等の市民が気軽に集える場の確保に努めます。また、その他の駅周辺においても、公共施設等を活用したにぎわいづくりや市民交流の促進に向けた同様の取り組みを行うことに努めます。

また、日常的に多くの人々が集まる公共施設については、緑化のインパクトを与えられるように、涼しさを感じられる緑陰形成や、視認性が良く景観的にも美しい植栽など、環境や景観に配慮した植栽を行い、利用者にうるおいとやすらぎを与える緑化に努めます。また、市民、事業者と連携した花壇づくりやプランターの設置など、緑化活動を通じて市民交流やコミュニティの醸成に寄与する取り組みを進めます。

【都市計画課】

(3) 道路緑化

都市計画道路などの道路整備にあたっては、必要に応じて沿道住民のご理解を得ながら、街路樹や植栽帯などの整備を検討します。また、国道や県道については、城廻り線などの新たな道路整備にあわせた街路樹や植栽帯などの整備や、近隣コミュニティによる維持管理制度（アドプト・ロード制度）やまちづくりアイデアサポート事業を活用し、市民、事業者との連携と協働による既存道路の更なる緑化の推進と適切な維持管理を国、県へ要請します。

【企画政策課・管理課・都市計画課】

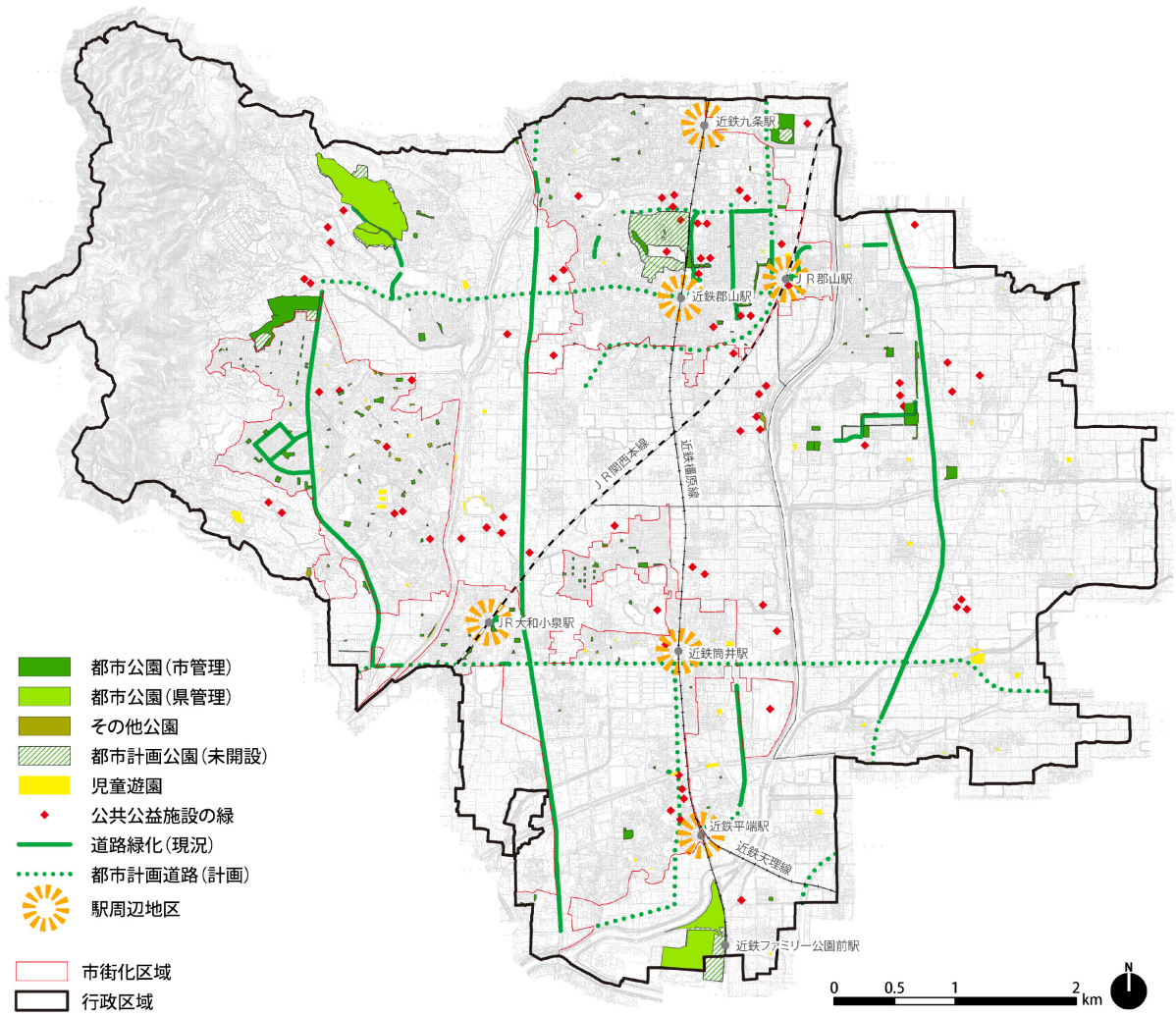


図 7-2 『緑をつくる』に係わる施策の方針図

3 人と自然が共生する緑をつなげる

緑の機能として、環境保全、健康づくり、自然とのふれあい、市民の交流や観光の場、防災、景観形成の機能を最大限に発揮させるために、本市の都市公園や歴史、文化資源、河川や水路、道路等の緑を計画的につなぐことはとても重要です。

山林、公園および緑地、小中学校などの緑や、街路樹や河川、民有地などの緑を充実させることで、歩いて楽しめるなど回遊性の向上を図るとともに、生物多様性に配慮した水と緑のネットワークの創出を目指します。

3-1 きめ細やかに緑をつなぐ

回遊性の向上を目指して、公園、緑地や歴史、文化資源等の緑を効果的に結びつけるため、「観光レクリエーションルート」を設定し、サインや説明板の整備の推進により緑のネットワークの形成に取り組みます。

(1) 歴史・文化資源や緑地のネットワークづくり

郡山城跡公園周辺では、外堀緑地、旧城下町の建物や歴史的なまちなみなどの歴史資源を、駅前広場の緑や道路の植栽帯、公共施設の植栽地の充実、民有地における接道部の緑化の推進、歩車共存道路の整備にあわせた新たな緑化などにより、緑の連続性を確保することで、回遊性の向上に努めます。

【地域振興課・建設課・管理課・都市計画課】

(2) 水辺と親しむレクリエーションネットワークづくり

金魚池やため池、社寺仏閣等の歴史、文化資源を周遊するルートを設定するとともに、そのルート上における花壇やプランター緑化による歩いて楽しい歩行空間の演出、道路や公共施設のポケットパーク化や民間施設との連携による休憩スポットの設置とその活用促進などにより「観光レクリエーションルート」を構築し、地域の観光振興に努めます。

【地域振興課・農業水産課・都市計画課】

3-2 エコロジカルネットワークの形成

市民、事業者、行政との連携と協働により、生き物の生息、生育環境となる樹木および樹林地、河川、水田等の保全、育成を目指したエコロジカルネットワークの形成に努め、人と自然の共生を目指します。

(1) 河川等の水辺環境の保全・活用

市民等との連携による環境美化活動や事業者等の社会貢献活動としての利用を促進し、水辺環境の環境改善を促進します。なお、河川とそれに繋がるまちの活性化に向けて、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」等を活かし、市民、事業者、行政等の連携、協働による水辺の整備、利用に係る取り組みについて、国の「かわまちづくり」支援制度の活用を検討します。

また、PR活動などにより市民、事業者との連携と協働によりこれらの活動を広げつつ、環境活動をきっかけとして、市民が水辺に親しみ、楽しむことができるレクリエーション活動を促進していきます。

【企画政策課・農業水産課・環境政策課・管理課・都市計画課・下水道推進課】

(2) 支流やため池とのネットワーク

身近な存在である中小河川や水路、ため池等の改修においては、周辺環境や生態系、田園景観と調和した休憩スポットの活用について検討していきます。

【農業水産課・環境政策課・管理課・都市計画課】

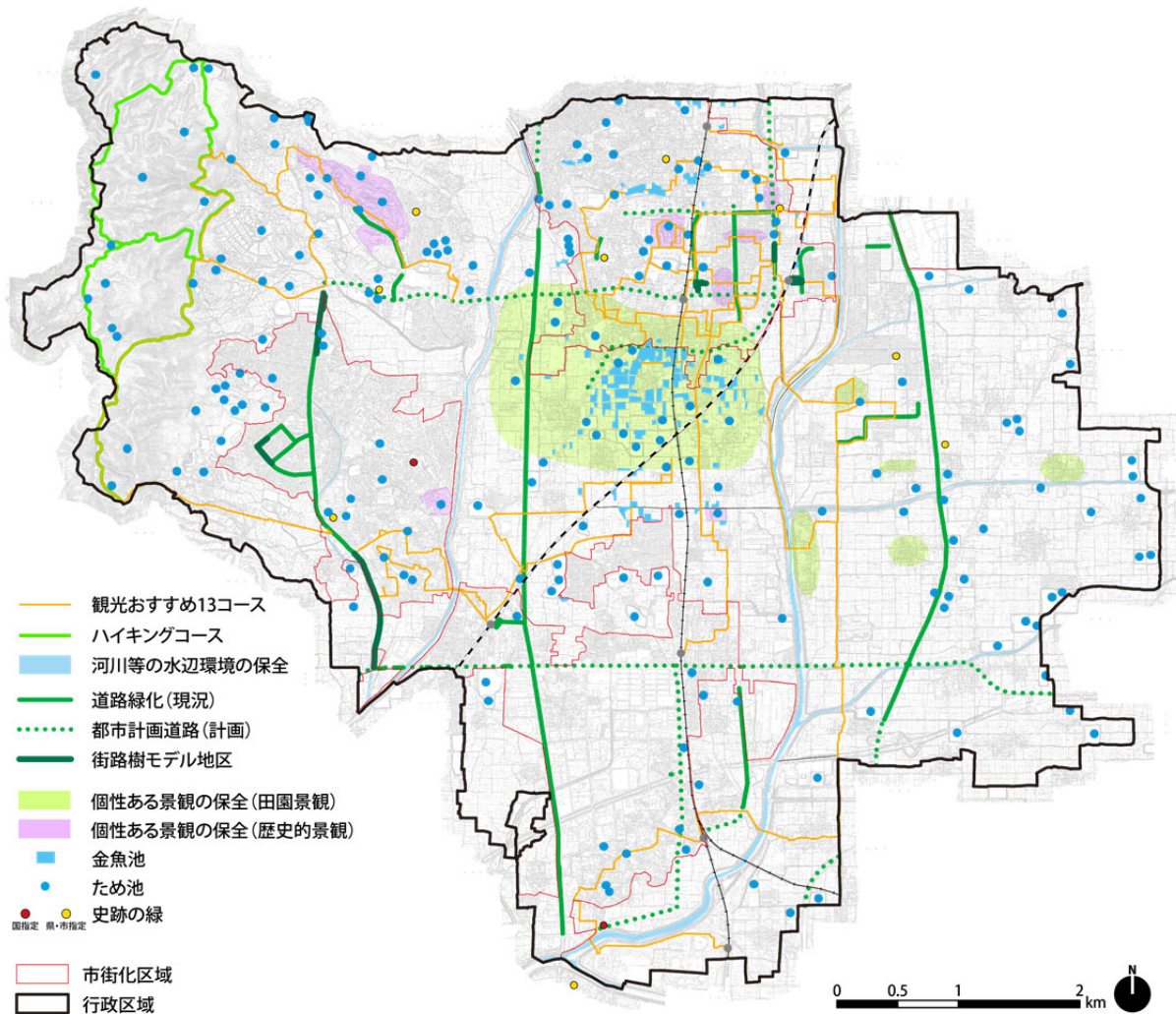


図 7-3 『緑をつなげる』に係わる施策の方針図

4 暮らしやすさを向上させる緑を育て活かす

市民の共有財産である豊かな自然環境や市街地の緑を、地域コミュニティ活動などをはじめとした、市民、事業者、行政との連携と協働による多様な活動を通して、守り、育てていくことが重要です。

緑とふれあい、緑に親しみを持ち、緑の大切さを学ぶ機会を提供するとともに、緑を育てる心をはぐくむことで、市民、事業者、行政との連携と協働による緑づくりの取り組みを促進します。

4-1 緑を普及・啓発する

市民、事業者等に緑化活動等への参加、協議、活動の場を提供し、さらに活動を継続してもらうための普及、啓発を行います。

また、パンフレットやガイドライン等の作成、配布、ホームページの活用、公園情報アプリ「PARKFUL」等を通じて花緑や公園情報に関する広報活動を推進するなど、様々な媒体を通じて、緑のまちづくりの基礎となる情報を市民に提供していきます。

さらに、緑化に関するイベントの充実など市民の緑化活動への参加促進と緑化意識の高揚を図ります。

【都市計画課・地域振興課・農業水産課・環境政策課】

4-2 協働の取り組みの機運づくり

(1) 市民・事業者・行政の連携促進

① 市民、事業者等との連携による緑化の促進

駅前広場や駅周辺の歴史文化遺産への誘導を図るため、市民団体等と連携・協働して、駅周辺や道路の植栽帯における花と緑の充実に取り組みます。

【都市計画課】

② 自治会との連携による住宅地などの緑化の促進

花苗の配布等により、自治会との連携による住宅地の自主的な緑化を支援します。

【都市計画課】

③ 工場団地における効果的な緑化促進

昭和工業団地における緑の創出については、壁面、屋上緑化など小面積でも市民が視覚的に緑を認識しやすい緑化手法の紹介など、各種支援策を検討します。

【地域振興課・都市計画課】

(2) 魅力ある緑のイベントの促進

郡山城跡公園や九条公園、総合公園などの都市公園を活用して、展覧会や展示会、即売会など、緑に関わるイベントの開催を促進します。

【スポーツ推進課・生涯学習課・都市計画課】

(3) 緑づくりの担い手育成

花と緑のボランティア養成講座など緑に関する講座の開催や、生涯学習や学校教育の一環として緑づくりに関する取り組みを促進するなど、緑に関する人材や団体等の育成を検討します。

【生涯学習課・都市計画課】

(4) 緑の表彰制度

先進的または継続的に緑に関する取り組みに貢献された市民や団体に対する国や県、公益財団法人などが実施する既存の緑化顕彰制度に関する情報発信や、市独自の顕彰制度の創設を検討します。

【都市計画課・環境政策課】

4-3 協働に関わる仕組みづくり

緑化推進のための基金の充実や、民有地の緑化推進を支援するための制度の導入、見直しなど、市民の主体的な緑化活動に対する支援策の充実に取り組みます。また、都市緑地法及び都市公園法の改正を受けて、緑の諸制度の活用を検討します。

(1) 市民緑地認定制度の活用

平成 29 年の都市緑地法の改正により、民間による市民緑地の整備を促す制度が創設され、まちづくり会社等の民間主体が、市長による設置管理計画の認定を受けることで、市民緑地の設置、管理を行うことができるようになりました。これにより、市民緑地として整備する場合、土地所有者は固定資産税等の軽減を受けることができるほか、施設整備等に対する補助を受けることができます。遊休農地や空き地等を活用した公園と同等の空間を創出する取り組みを進めるため、本制度の活用を検討します。

【都市計画課・税務課・農業水産課・農業委員会】

(2) みどり法人制度の活用

NPOなどの市民団体や企業CSR*による緑地の保全、整備の取り組みが広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、民間主体による自発的な緑地の保全、整備の推進を図るため、市民緑地の設置及び管理等の管理を実施できる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度が創設されました。みどり法人制度を活用することで、公的な位置付けを持って業務が可能になることや、みどり法人が管理を行う市民緑地の土地所有者に対する税制特例や施設整備への支援を受けることができることから、既存もしくは新たな緑づくりの担い手を支援する方法の一つとして活用を検討します。

【都市計画課】

*CSR：Corporate Social Responsibility の略で、社会的貢献や社会的責任などと訳され、企業が利益を追求するだけでなく、社会へ与える影響に対する責任を果たすこと。

(3) Park-PFI（公募設置管理制度制度）の活用

平成 29 年の都市公園法改正により、公園内に飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設を設置するとともに、当該施設で得られる収益を活用した園路や広場等の公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」が創設されました。都市公園における民間資金を活用した新たな整備、管理手法として、本市においても中心市街地などにおけるにぎわいづくりや観光振興等の視点から制度の活用を検討します。

【都市計画課・企画政策課】

(4) 公園協議会の設置

平成 29 年の都市公園法改正により、公園管理者だけでなく多様なステークホルダーが参加し、賑わい創出に向けたイベント開催など公園の活性化方策について協議することで、官民連携による公園運営を促進するため、公園の活性化に関する協議会制度が創設されました。

本市においても、利便性が高く、観光振興等の視点から広く民間のアイデアを生かした公園活性化の取り組みが重要と考えられる公園において、協議会の設置を検討します。

【都市計画課】

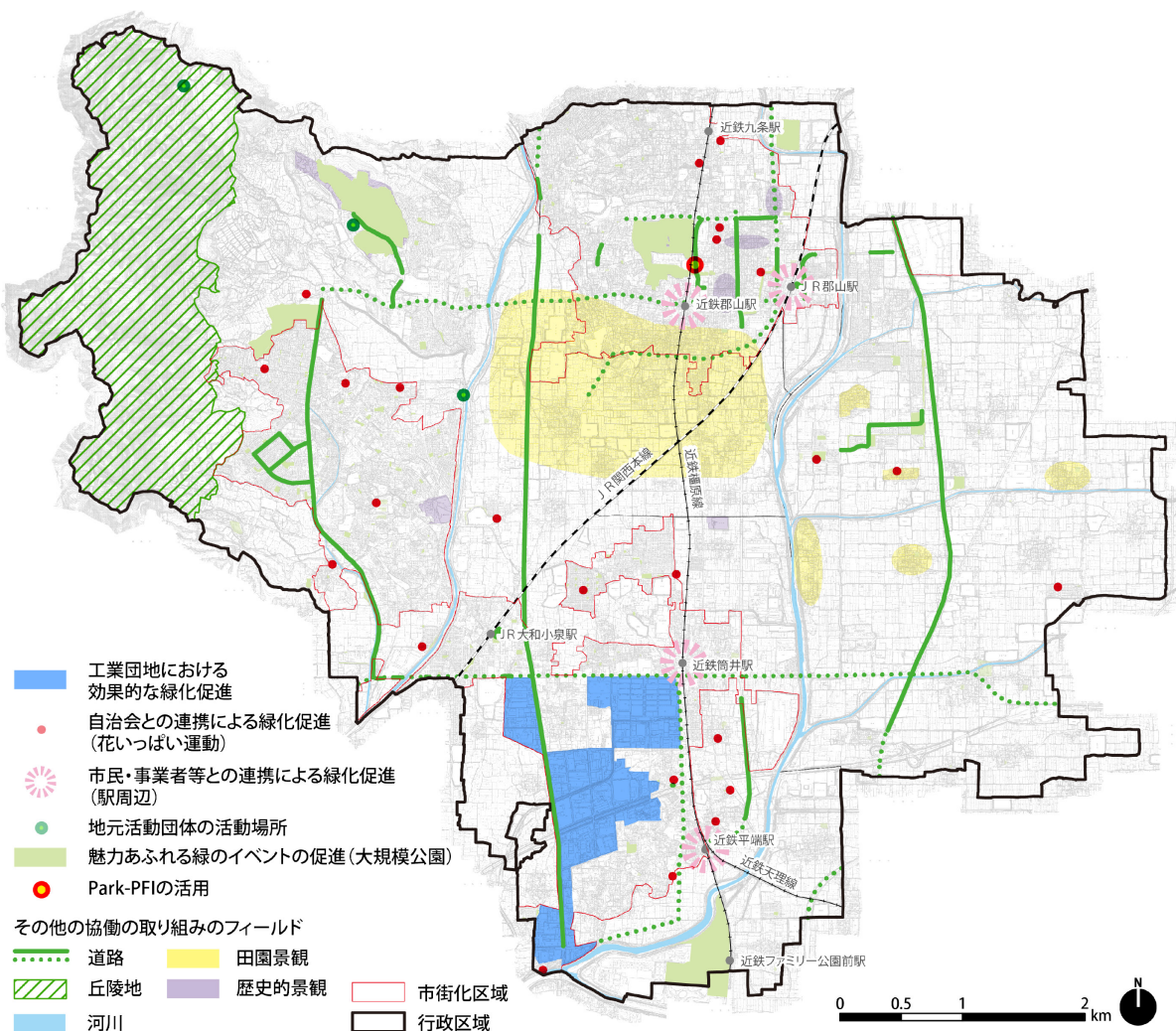


図 7-4 『緑を育て活かす』に係わる施策の方針図

第8章 地区別計画

1 東部地区

地区別テーマ：田園環境や歴史資源を活かした緑のまちづくり

1-1 主要な課題

① 耕作放棄面積の増加等による田園環境の喪失

高齢化などに伴う農業の担い手不足や農家世帯の生活様式の変化などにより、耕作放棄地が増加傾向であり、対策が課題となっています。

② 景観の調和

旧集落地や新興住宅などの住居系市街地、工場系市街地、幹線道路沿いの商業施設などが立地し、田園景観との調和が課題となっています。

③ 環濠集落などの歴史・文化資源の保全

農業活動の停滞により、田園景観を構成する緑の衰退が懸念されます。

④ 河川・水辺の保全

河川敷の雑草の繁茂や不法投棄、上流から流れてくるごみ等により水辺環境が悪化しています。河川の環境美化活動が展開されていますが、参加団体や人員の不足などのため、活動が広がっていない状況です。

⑤ 身近な公園等の活用

都市公園は中央部地区の次に少ない状況です。児童遊園等は他地区と比較して多く都市公園の代わりとしての役割を果たしています。児童遊園は、地域の管理となっているため高齢化が進む中でその維持管理体制の確保が課題となっています。

⑥ 道路沿道の緑化の推進

緑化された道路の一部では高木の伐採・撤去、植栽帯の雑草の繁茂など、維持管理上の課題が生じています。

1-2 施策の方針

(1) 豊かな自然環境の緑を守る

① 農業振興地域・農用地区域の保全

市街化調整区域内の農地について、「なら担い手・農地サポートセンター」や農業経営法人と連携しながら、多様な担い手への農地集積などの取り組みを進め、農業振興地域や農用地区域として適切な保全に努めます。

② 郡山ニュータウンにおける良好な緑の保全など

緑化協定（みどりの協定）が締結されている② 郡山ニュータウンについては、緑豊かなまちなみを保全するために、緑の講習会の開催や『(仮) 緑の維持管理マニュアル』の活用など、居住者等との連携と協働により適切な緑の維持管理を促進し、その保全に努めます。

(2) 個性ある景観を形成する歴史・文化資源の緑を守る

① 環濠集落など農村集落景観の保全

市の史跡である稗田環濠集落、若槻環濠集落などの歴史・文化資源と、その周辺に存在する社寺林や農地、あぜ道、ため池などは、大和の環濠の代表例として今も残る貴重な環境です。これらの資源を一体的にとらえ、風致地区などの地域制緑地の指定等により保全を図ります。

また、多くの人々がこれらの歴史・文化資源や緑を巡り、歴史・文化とふれあえるように観光資源としてPRし、地域の観光振興につなげる取り組みを検討します。

② 佐保川等の水辺環境の保全・活用

佐保川やその支流である地藏院川、高瀬川、菩提仙川などは、生き物の生息・生育環境となる水辺環境として、市民等との連携による環境美化活動や事業者等の社会貢献活動、水辺と親しみ、楽しむことができるレクリエーション活動として利用を促進するとともに、現在行われている市民団体等による河川美化の活動に関するPR活動などによりこれらの活動を広げるなど、水辺環境の保全・活用を促進します。

(3) 児童遊園等の充実

本地区の児童遊園は、社寺仏閣の境内地を活用しているものが多く、古くから地域の行催事が行われるなど市民にとって身近な存在となっていますが、子どもの減少や地区住民の高齢化による利用者の減少、コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動の減少などが懸念されています。また、本地区は都市公園が少ないことから、身近な公園の機能を補完する役割が期待される中、地域住民等の利用ニーズ等をふまえた今後のあり方や管理方法等について検討していきます。

(4) 市民、事業者等との連携による沿道緑化の促進

国道24号バイパス等の幹線道路の沿道において、近隣コミュニティによる維持管理制度を活用した道路植栽帯等での緑化活動や、沿道立地型商業施設等の民有地等におけるプランターなどによる緑化や適切な維持管理活動等、市民、事業者との連携と協働による沿道緑化を促進します。

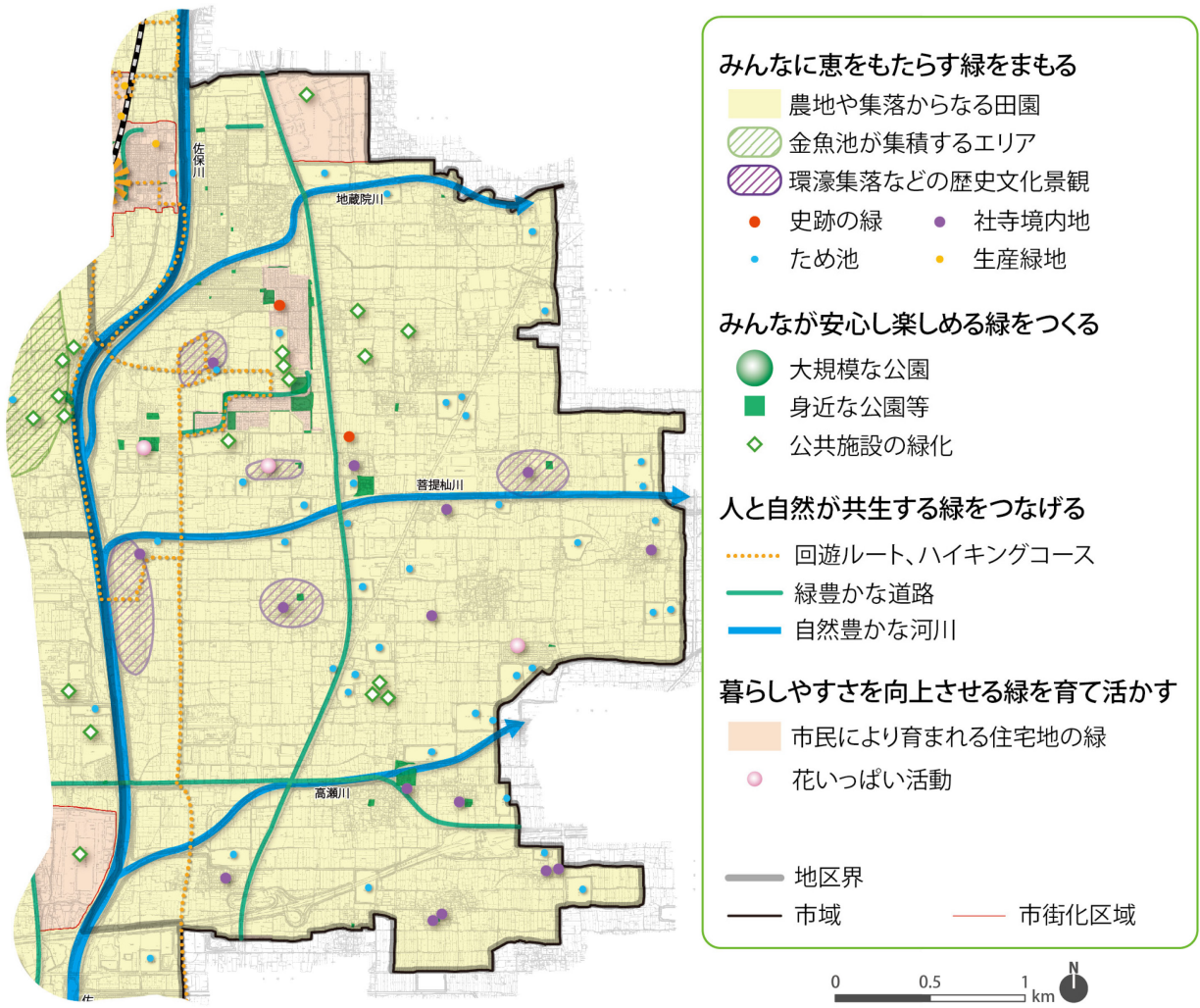


図 8-1 東部地区計画図

2 西部地区

地区別テーマ：豊かな自然環境に囲まれたやすらぎのある緑のまちづくり

2-1 主要な課題

① 矢田丘陵の山林の保全・活用

里山において、管理不足による荒廃が認められ、貴重な動植物の生息地、水源涵養や土砂災害の防止等、樹林地の多面的機能への影響が危惧されます。また、市民協働による緑の保全や環境学習などの取り組みが多く市民に知られておらず限定的な活動に留まっています。

② 市街化調整区域内の農地の保全

農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、その対策が課題となっています。

③ 市街化区域内の農地の保全

都市開発の停滞により、生産緑地地区に指定されていない農地の生産緑地地区への指定要望が高まることも予想されます。

④ 富雄川の水辺の自然環境の保全

水質は改善傾向にあります。一方、河川敷の雑草の繁茂や不法投棄等水辺環境が悪化している場所が認められます。市民による環境美化活動が十分に広がっていない状況があります。

⑤ 丘陵地に存在する歴史・文化資源の保全

矢田寺をはじめ観光名所が点在していますが、中心市街地からのアクセスが不便です。

⑥ 都市計画公園の整備

県立大和民俗公園は未開設区域（4.0ha）が残されています。

⑦ 都市公園の活用

各種イベントの開催充実を図るとともに、公園の魅力などを広く周知し、大規模公園の活用を促進することが求められます。

⑧ 西部住宅団地の住環境における緑の充実

西部住宅団地では人口減少が予想されています。都市公園や児童遊園はその活用など今後のあり方について検討する必要があります。

2-2 施策の方針

(1) 豊かな自然環境の緑を守る

① 矢田丘陵地の保全（県立自然公園区域、近郊緑地保全区域、風致地区、保安林区域）

県立矢田自然公園などの地域制緑地の指定に基づき、貴重な動植物が生息・生育する環境の保全や水源涵養及び土砂災害防止等、山林が有する多様な機能を発揮できるよう、適切な保全を図ります。

② 矢田丘陵地の利用促進

ハイキングや散策など市内外からのレクリエーション利用の促進や、NPO 法人などの市民ボランティアや学校教育施設等による環境保全活動の場として、その保全・活用を促進します。

③ 自然体験・環境学習の拠点としての活用

矢田山遊びの森や里山の駅（風とんぼ）などでは、小学生などの自然体験・環境学習に取り組まれています。また、奈良学園などの学校教育施設では、市民による環境保全活動や調査研究活動、環境学習の取り組みなどが進められています。これらの市民が主体となった取り組みを情報発信することで、丘陵地の自然環境や市民協働の取り組みを広く周知し、市民の環境保全活動に関する機運の向上につなげることで、自然体験・環境学習の拠点としての活用を促進します。

④ 農業振興地域・農用地区域の保全

市街化調整区域内の農地について、多様な担い手への農地集積などの取り組みを進め、農業振興地域や農用地区域として適切な保全に努めます。また、狭小農地が多い地域では、市民農園など市民への貸出や、学校給食野菜の栽培など教育活動への活用も検討します。

⑤ 生産緑地地区の追加指定の検討

本地区は、市の西部に位置し、樹林地が約 36%を占めており、地域全体での緑地面積比率は 75.6%に上ります。一方、西部住宅団地が立地しているため、住宅系市街地も 36.5%を占めていますが、市街化区域内の緑地面積率は 9.2%と市平均を下回っています。このため、市街地でのさらなる緑地面積の確保を図っていく方策として、市街化区域内農地の利用状況や周辺土地利用などの地域特性、都市公園等の利用状況を踏まえ、生産緑地地区の追加指定について検討を行います。

(2) 個性ある景観を形成する歴史・文化の緑を守る

① 矢田寺、松尾寺などの歴史・文化資源等のネットワークづくり

矢田寺、松尾寺などの歴史・文化資源や「遊びの森」等をつなぐ遊歩道などの山林を歩く道の改修や、山麓部の公園や歴史・文化資源も含めて新たにルート設定を行うとともに、そのルート上における花壇やプランター緑化による歩いて楽しい歩行空間の演出等とその活用促進などにより「観光レクリエーションルート」を構築し、地域の観光振興につなげる取り組みを検討します。

② 富雄川の水辺環境の保全・活用

富雄川は、生き物の生息・生育環境となる水辺環境として、繁茂する雑草の除草や清掃活動等、市民等との連携による環境美化活動や事業者等の社会貢献活動として利用を促進することで、水辺環境の保全・活用を促進します。

(3) 都市公園の整備

県立大和民俗公園については、未供用区域 4.0ha の早期の全面供用を県に要請します。

(4) 公園の活用

① 大規模な公園におけるイベント等の開催

大和郡山市総合公園などの大規模公園においては、子ども駅伝大会などスポーツ団体との協働によるスポーツ・健康づくりに関するイベントや教育・福祉プログラムの実施等により、多様な利用を促進し、有効活用に努めます。

② 身近な公園等の充実

西部住宅団地等において、今後の人口減少等に伴う利用ニーズの変化を踏まえて、都市公園の配置、施設内容、維持管理方法などについて、そのあり方を検討し、緑豊かなオープンスペースの創出や移住・定住に向けた空地の活用促進、また、市民と連携し、継続的な緑の維持管理に取り組めます。

③ 児童遊園等の充実

公園施設と利用ニーズとの間に乖離が生じている児童遊園等や、適切かつ継続的な維持管理がなされていない児童遊園等については、地域のニーズに応じて、そのあり方について検討し、住区基幹公園等身近な公園の機能を補完できるようにその利活用の促進や適切な維持管理について検討します。



図 8-2 西部地区計画図

3 南部地区

地区別テーマ：

本市の産業をリードし、人が交流するにぎわいのある緑のまちづくり

3-1 主要な課題

① 市街化調整区域内の農地の保全

農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、その対策が課題となっています。

② 市街化区域内の農地の保全

都市開発の停滞により、生産緑地地区に指定されていない農地の生産緑地地区への指定要望が高まることも予想されます。

③ 河川等の水辺環境の保全

岡崎川では、昭和工業団地の排水の流入や河川敷の雑草の繁茂、不法投棄等により水辺環境が悪化しています。環境美化活動等が展開されていますが、市民を含めた活動の拡大が課題となっています。

④ 昭和工業団地地区における公園・緑地の整備

都市公園の多くは住宅地に立地しています。昭和工業団地内には公園や緑が少ない状況です。

⑤ 施設緑地の確保

本地区の一人当たり都市公園等面積は他地区と比較して少ない状況です。昭和工業団地内では、緑地面積の拡大は難しいことから、緑を見せる演出などの工夫が必要です。

⑥ JR大和小泉駅、近鉄平瑞駅、筒井駅周辺の緑の充実

駅周辺では、駅前広場の緑化や花緑の創出が小規模なスペースで展開しています。史跡などの歴史・文化資源が分布していますが、それぞれが個別に点在し、緑の景観が単層的です。

⑦ 街路樹などの沿道緑化

駅周辺街路や幹線道、都市計画道路の整備に併せた道路緑化が求められます。昭和工業団地周辺の新興住宅地等では、道路は狭幅員であり沿道緑化等による住環境の改善が課題となっています。

3-2 施策の方針

(1) 豊かな自然環境の緑を守る

① 市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域内の農地について、多様な担い手への農地集積などの取り組みを進め、農業振興地域や農用地区域として適切な保全に努めます。

② 生産緑地地区の追加指定の検討

本地区は、市の南部に位置し、住居系土地利用が約 46%を占めるとともに、工業系土地利用が約 14%もあり、都市的土地利用だけで地域の約 6割を占めています。にもかかわらず、市街化区域内では都市公園や公共施設が少ないため、市街化区域内の緑地面積率は約 6%と非常に低い水準となっています。

このため、市街地での緑地面積の確保を図っていく方策として、市街化区域内農地の利用状況

や周辺土地利用などの地域特性を踏まえ、生産緑地地区の追加指定について検討を行います。

(2) 佐保川等の水辺環境の保全・活用

佐保川は、生き物の生息・生育環境となる水辺環境として、繁茂する雑草の除草や清掃活動等、市民等との連携による環境美化活動や事業者等の社会貢献活動として利用を促進することで、水辺環境の保全・活用を促進します。

(3) 公園の活用

① 大規模な公園におけるイベント等の開催

県立まほろば健康パークなどの大規模公園においては、スポーツ・健康づくりに関するイベントの実施等により、多様な利用を促進し、有効活用に努めます。

② 身近な公園の充実

市街化区域内に整備されている都市公園等の多くが住宅地に位置している一方で、地区面積の大部分を占める昭和工業団地地区内には都市公園等がほとんどないことから、地域ニーズ等をふまえながら適切な都市公園等の配置や公園施設等のあり方について検討します。

(4) 公共施設の緑化

① 昭和工業団地における効果的な緑化促進

地区の大部分を占める昭和工業団地については、工場立地法の緩和規制により、緑地面積の確保を緩めてきた経緯もあり、地上部での緑地面積の拡大は難しいことから、壁面緑化や屋上緑化など、小面積でも市民が視覚的に緑を認識しやすい緑化手法を紹介するなど、各種支援策を検討します。

② JR大和小泉駅、近鉄平端駅、筒井駅周辺のにぎわいづくり

JR大和小泉駅、近鉄平端駅、筒井駅周辺では、駅前広場や駅周辺に存在する史跡などの歴史・文化資源をつなぐネットワークルートを設定するとともに、植栽帯の緑化や市民、事業者等との連携と協働による沿道緑化などにより、緑の連続性を確保することで、回遊性の向上を図ります。

また、歴史・文化資源やそれらとともに存在する巨樹・巨木などの緑を紹介するガイドボランティアによるガイドウォークを開催するなど、利活用の促進を図ります。

(5) 道路緑化

① 市民、事業者等との連携と協働による沿道緑化

県道大和中央線、市道藺町線等の幹線道路の沿道において、近隣コミュニティによる維持管理制度を活用した道路の植栽帯等での緑化活動や、沿道立地型商業施設や工場、事業所、住宅地等の民有地におけるプランターなどによる緑化や適切な維持管理活動など、市民、事業者との連携と協働による沿道緑化を促進します。

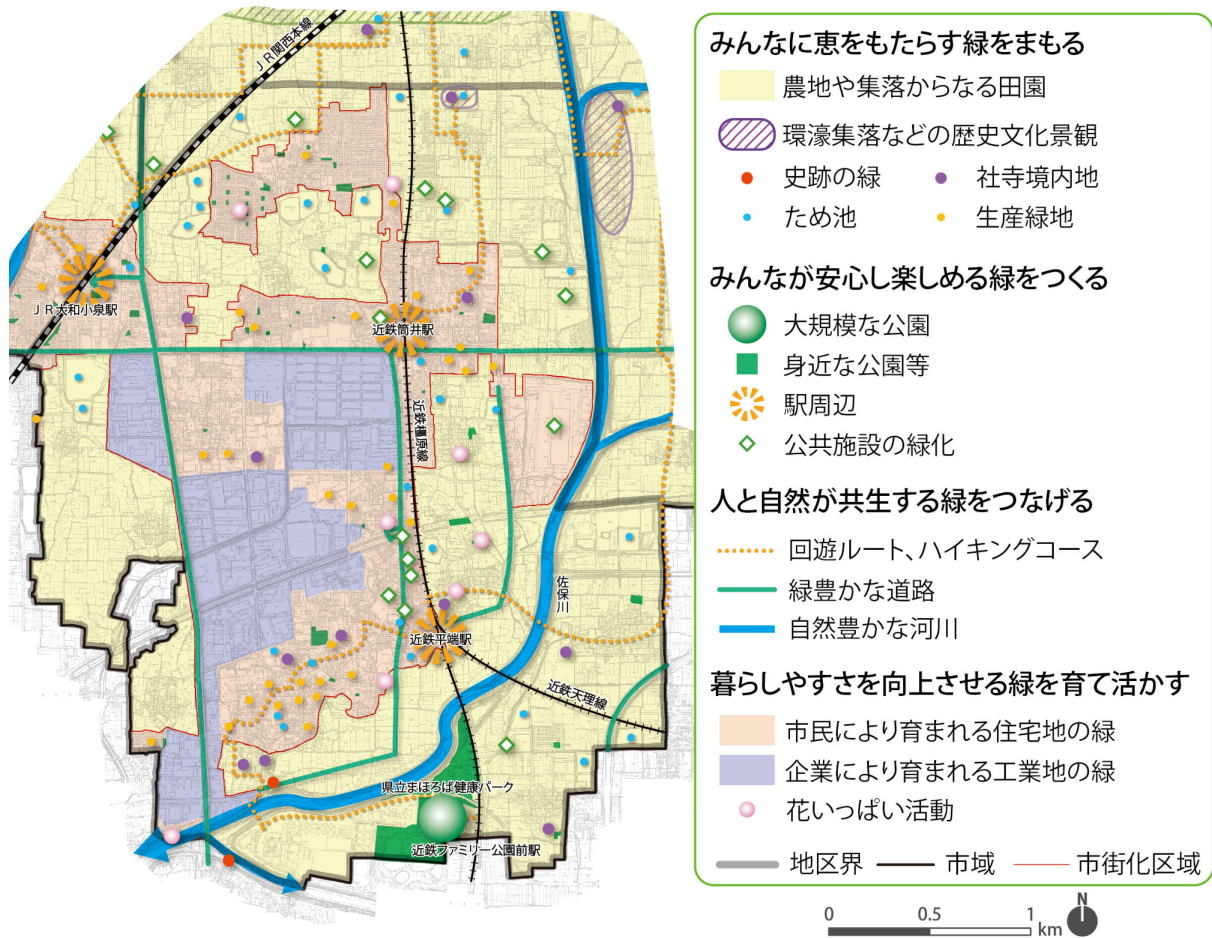


図 8-3 南部地区計画図

4 北部地区

地区別テーマ：大和郡山の顔となる風格のある緑のまちづくり

4-1 主要な課題

① 市街化調整区域内の農地の保全

農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、その対策が課題となっています。

② 市街化区域内の農地

市街化区域内の農地は市内で最も多いものの、生産緑地の指定率は他地区と比べ低い状況です。本地区は JR 郡山駅や近鉄郡山駅が立地し交通利便性も高く、今後も都市的土地利用への需要があるとみられます。

③ 金魚池の保全・活用

金魚池は、本市における特徴的な水辺景観を形成しています。今後、高齢化の進行や金魚産業の停滞等により、金魚池が減少していくことが懸念されています。また金魚池の認知度が低い状況です。

④ 公園・緑地の整備・活用

郡山城跡公園は、国史跡指定を受けるとともに都市計画公園（歴史公園）として整備を推進しており、歴史公園としての整備とまちづくりでの活用が求められます。また、市民、事業者との連携と協働のイベント等を活かして、観光振興などの取り組みの充実が求められます。

⑤ 市の顔となる駅周辺及び既成市街地の緑の充実

駅前広場の緑化や郡山城跡などの歴史・文化資源へつながる道路の沿道緑化がほとんど進んでおらず、美しさやにぎわいに乏しい状況です。歩車共存道路の整備や、沿道住民や事業者などとの連携・協働による民有地における緑化の促進など、緑を確保していく方策が課題となっています。

4-2 施策の方針

(1) 豊かな自然環境の緑を守る

① 市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域内の農地について、多様な担い手への農地集積などの取り組みを進め、農業振興地域や農用地区域として適切な保全に努めます。

② 生産緑地地区の保全

本地区は、市の中心市街地に位置し、住居系土地利用が約 7 割を占めています。人口に比べ区内の都市公園は少ないものの、郡山城跡風致地区を抱え、また、市中心部であるため、公共施設等の緑地も多く、市街化区域の緑地面積率は 24.4%と非常に高い水準となっています。

一方、JR 郡山駅、近鉄郡山駅の 2 つの駅を抱え、利便性も高いことから、都市的土地利用のニーズが高く、市街地農地への開発圧力も強くなっています。

このような中で、市街化区域農地は、市街地内における貴重な緑資源となっています。このため、地区の緑地面積の確保を図るためにも、生産緑地地区指定の維持保全を促進していきます。

(2) 観光や産業振興につながる緑の保全

郡山城跡公園の北側に存在する金魚池については、土地所有者等との連携を図りながら、市民、

事業者、行政との連携と協働による保全・活用に努めます。

また、郡山城跡公園や神社仏閣などの歴史・文化資源や文化財等とあわせて巡ることのできる散策ルートを設定するとともに、そのルート上における沿道緑化や民有地を活用した休憩スポットの設置など、金魚池を含めた回遊性の向上など、観光振興や産業振興とあわせた保全・活用方策を検討します。

(3) 都市公園の整備

郡山城跡公園について、国史跡指定と公園開設区域の拡張を目指し、その整備を推進します。

(4) 大規模な公園におけるスポーツ・健康づくりイベント等の開催

郡山城跡公園において、既に市民が主体となって実施されているお城まつりなどの取り組みへの支援や、市民、事業者との連携と協働による新たなイベント誘致などの取り組みを進めます。また、三ノ丸緑地などでは、Park-PFIなどの新たなしくみを活用した民間活力の導入によるにぎわいづくり等の取り組みを検討します。

(5) 駅周辺及び既成市街地の緑化推進とオープンスペースの活用

郡山城跡公園周辺では、外堀緑地、旧城下町の建物や歴史的なまちなみなどの歴史資源を、駅前広場の緑や三ノ丸線などの道路の植栽帯、市役所ややまと郡山城ホールなどの公共施設の植栽地の充実、民有地における接道部の緑化の推進、歩車共存道路の整備にあわせた新たな緑化などにより、緑の連続性を確保することで、回遊性の向上に努めます。

また、「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、近鉄郡山駅やJR郡山駅周辺では、民有地の緑化を促進するとともに、イベントやオープンカフェ等の市民が気軽に集える場の確保とその活用について、市民、事業者等との協働・連携による取り組みの推進に努めます。

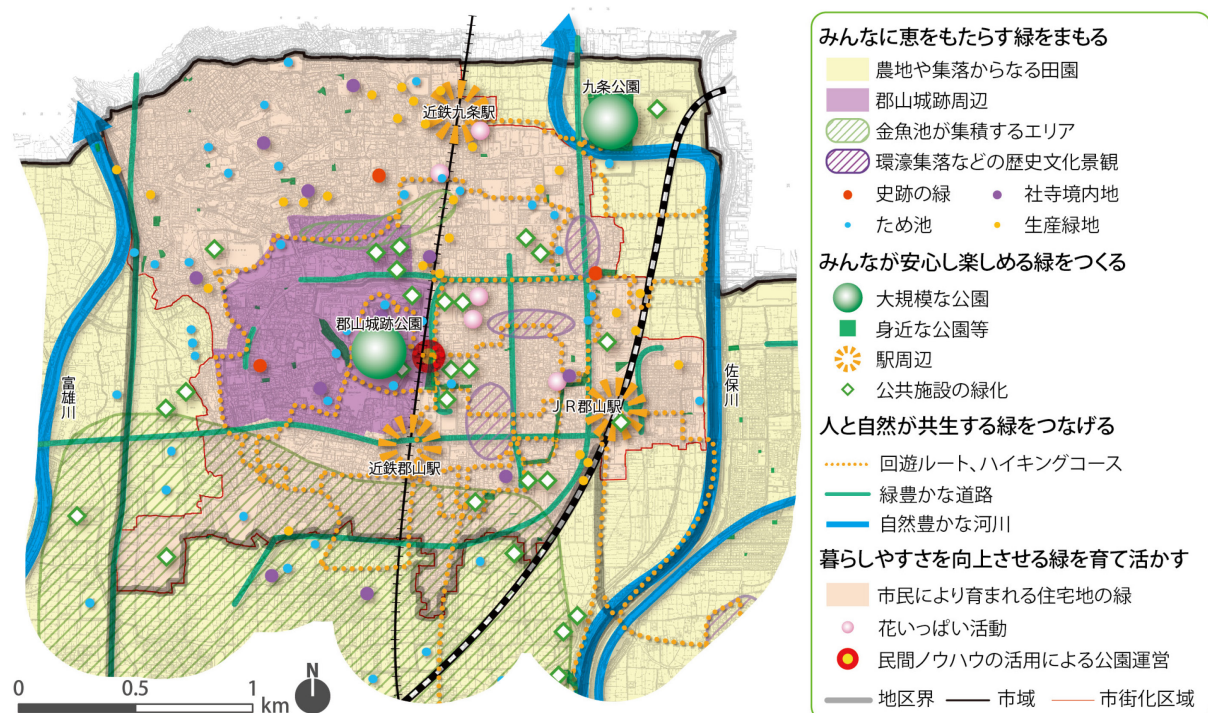


図 8-4 北部地区計画図

5 中央部地区

地区別テーマ：金魚池と田園を活かした潤いのある緑のまちづくり

5-1 主要な課題

① 耕作放棄面積の増加等による農地の荒廃

農業従事者の高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、その対策が課題となっています。

② 歴史・文化資源の保全

八幡神社をはじめとする神社仏閣などの歴史・文化資源、農地、ため池などは、美しい田園景観を形成する構成要素となっています。しかし、高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退や農業活動の停滞等により、これらの緑が衰退する恐れがあります。

③ 金魚池の保全と活用

今後、高齢化の進行や金魚産業の停滞等により、金魚池が減少していくことが懸念されます。金魚池の公園的な利活用を検討することが必要です。

④ 公園・緑地の活用

全域が市街化調整区域であり、旧集落地や農地、金魚池が土地利用の大部分を占めています。都市公園はなく、地区内の自然や緑地を活用し、公園的な活用を進めるための方策が求められます。

⑤ 安心・安全の緑の充実

既存集落では、狭隘な道路等が多く災害時の被害が大きくなることが想定されます。延焼防止や災害時の避難に役立つ緑の充実が必要です。

⑥ 街路樹等の沿道緑化

本地区内では道路緑化が進んでいないため、街路樹の整備など、まちなかの緑の確保が求められます。

5-2 施策の方針

(1) 農地の保全

市街化調整区域内の農地について、多様な担い手への農地集積などの取り組みを進め、金魚池などの水辺と一体となった農地を農業振興地域や農用地区域として適切な保全に努めます。

(2) 個性ある景観を形成する歴史・文化の緑を守る

① 郷土色豊かな環境及び景観の保全

地区全体に広がる農地及び金魚池は、江戸時代からつづく伝統産業として郷土色豊かな環境や景観を形成することから、農振・農用地区域など地域制緑地の指定継続により保全に努めます。また、神社仏閣（8箇所）や県指定史跡の八幡神社本殿についても文化財の指定に基づく適切な保全を図ります。

② 水辺と親しむレクリエーションネットワークづくり

金魚池やため池、神社仏閣など本地区に集積する歴史・文化資源も含めて新たにルート設定を行うとともに、そのルート上において市民、事業者との連携と協働による花壇やプランター緑化を進め、歩いて楽しい歩行空間の演出とその活用促進などにより「観光レクリエーションルート」

を構築し、地域の観光振興につなげる取り組みを検討します。

(3) さまざまな緑の公園的活用

既存の公園が少ないことに加え、新たな公園の整備が難しい状況であるため、少子高齢化が進むと予想される本地区の人口特性や利用ニーズの変化を踏まえながら、金魚池や社寺仏閣などを活用した休憩スペースの確保など、様々な緑の公園的活用を図ります。

(4) 市民、事業者との連携・協働による沿道緑化の促進

市道藪町線等の幹線道路において、近隣コミュニティによる維持管理制度を活用した道路の植栽帯等での緑化活動や、沿道立地型商業施設や事業所、住宅地等の民有地におけるプランターなどによる緑化や適切な維持管理活動など、市民、事業者との連携と協働による沿道緑化を促進します。

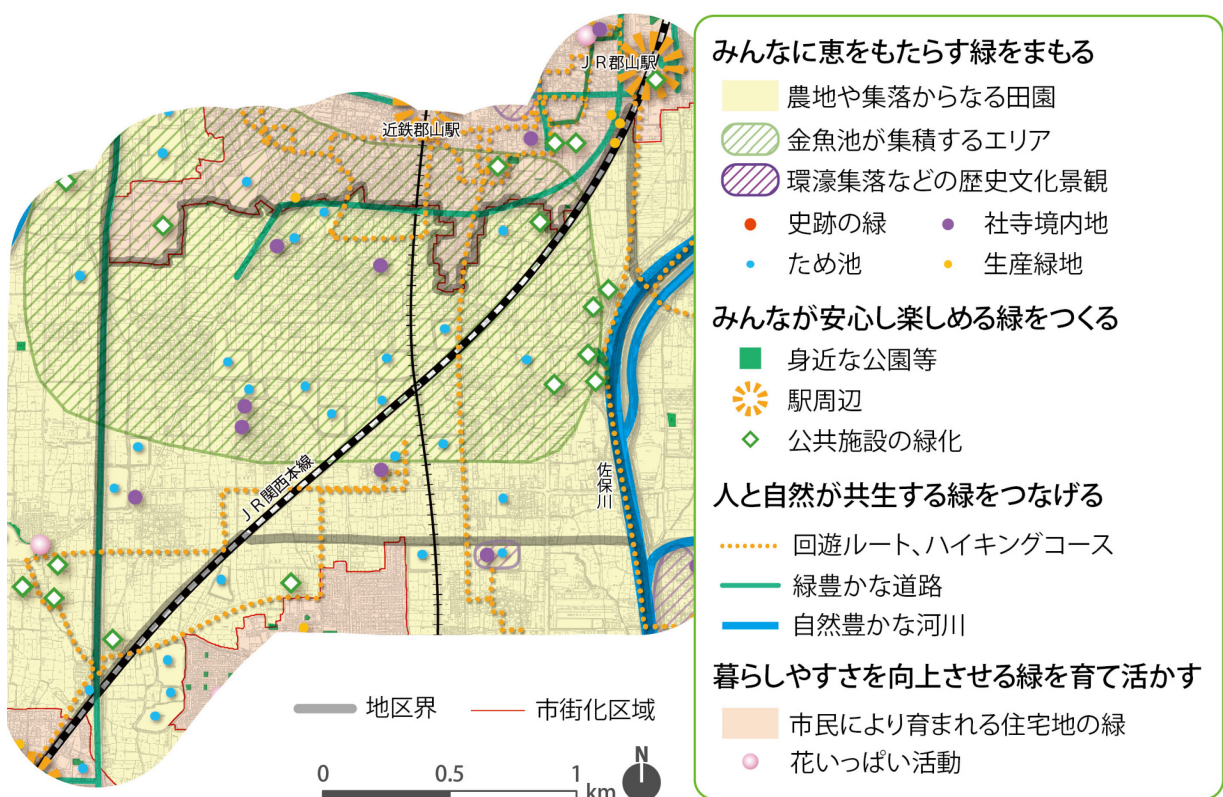


図 8-5 中央部地区計画図

第9章 緑化重点地区計画

本計画では、緑化に関する施策を総合的かつ積極的に推進するため、「郡山城址周辺地区」「南部産業拠点地区」の2地区を緑化重点地区に定めます。

1 郡山城址周辺地区

● 本市のシンボルである郡山城跡を核とする城下町エリア（約300ha）

● 取り組み

- 郡山城跡周辺の景観保全
- 郡山城跡公園の国史跡指定と公園拡張
- Park-PFI（公募設置管理制度）の活用によるにぎわいの場づくり（三ノ丸緑地など）
- お城まつりなど、市民、事業者との連携・協働による多様なイベントの開催
- 民有地の緑化促進と、オープンカフェ等の市民が気軽に集える場の確保とその活用（近鉄郡山駅やJR郡山駅周辺）
- 郡山城跡・外堀緑地・旧城下町の歴史的なまちなみなどの歴史資源を、道路や公共施設や民有地の緑化などにより、緑の連続性と回遊性を向上
- 歴史文化資源を巡る散策ルートの設定とそのルート上における沿道緑化や民有地を活用した休憩スポットの設置

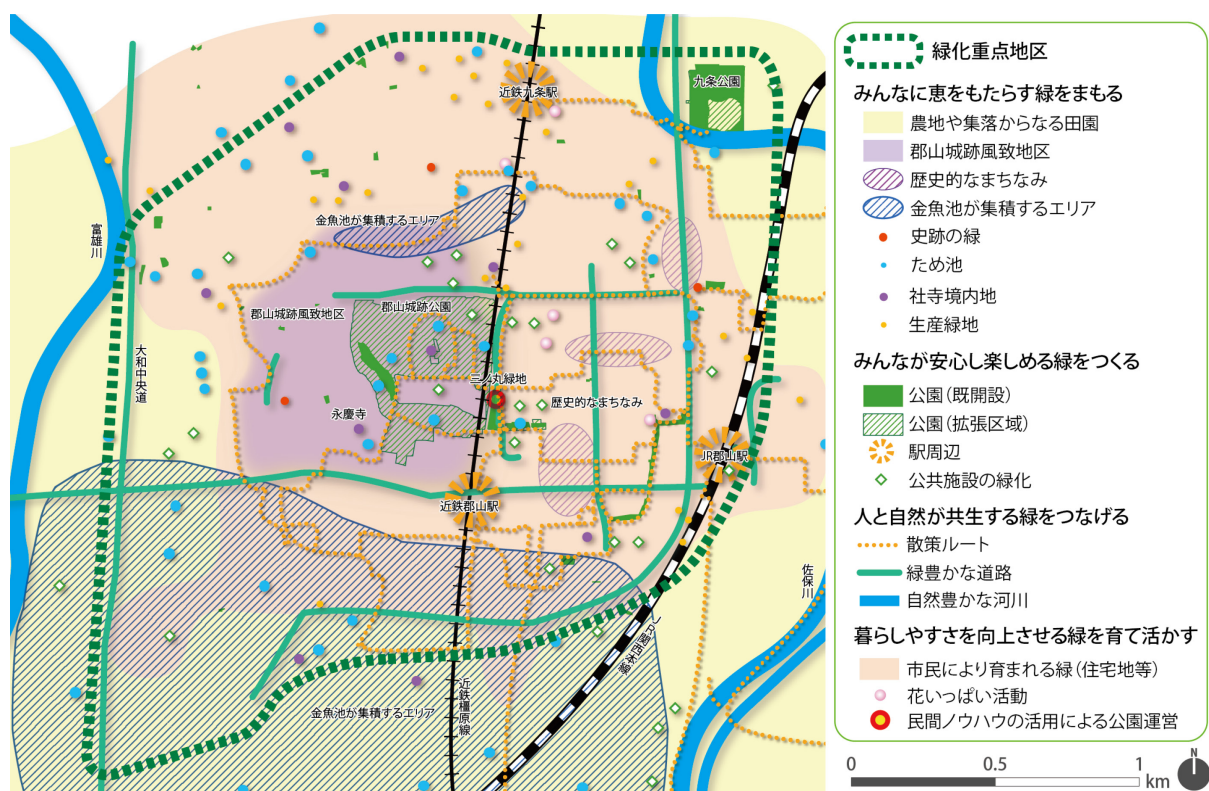


図 9-1 郡山城址周辺緑化重点地区計画図

2 南部産業拠点地区

● 昭和工業団地、郡山下ツ道ジャンクションを中心とする流通産業拠点エリア（約 500ha）

● 取り組み

- ・昭和工業団地では、壁面緑化や屋上緑化など、視覚的に緑を認識しやすい緑化手法の導入促進
- ・ジャンクションの周辺では、沿道やオープンスペースへの緑化を促進するとともに、立地が進みつつある商業・サービス施設や流通系施設の緑化を促進
- ・西名阪自動車道周辺の既存集落地では、筒井城址及び多くの社寺が点在する落ち着いたまちなみを保存・活用し、歴史と緑のネットワークを構築



図 9-2 南部産業拠点緑化重点地区計画図

第 10 章 計画の推進に向けて

1 計画の総量目標と成果目標

1-1 計画目標設定の前提条件

(1) 目標年度

本計画の目標年度は、上位計画である「大和郡山市都市計画マスタープラン」や「大和郡山市立地適正化計画」との整合を図り、約 15 年後の令和 17 年（2035 年）とします。

(2) 計画対象区域

計画対象区域は、都市計画区域（市全域：4,268ha）とします。

(3) 計画人口

計画人口：72,242 人

※ 平成 27 年国勢調査結果をもとに「国土技術政策総合研究所（将来人口・世帯予測ツール V 2）」を用いて推計

1-2 成果目標

本計画の成果目標を、以下の通り定めます。

郡山城跡公園の拡張整備を行う 0.7ha→5.0ha

旧市街地、金魚池、社寺仏閣などをつなぐ
観光レクリエーションルートを3つ以上設定

花と緑のボランティア養成講座を開催する（年間2回）

Park-PFI 活用数 1 件以上

1-3 総量目標（計画目標水準）

本計画の総量目標として、緑地の総量、施設として整備すべき緑地を以下の通り定めます。

目標項目と 国が定めた 目標水準	緑地面積の総量 (推奨水準：30%)			緑地保全の 対象となる 緑地	施設として整備すべき緑地		
	市街化区域 での比率	市域全域に 対する比率	実質的な 市街地の 緑地比率		市街化 区域内の 都市公園 (5㎡/人)	市全域の 都市公園 (10㎡/人)	都市公園等 施設緑地 (20㎡/人)
現況	13.3%	75.0%	40.9%	3,097.4ha	1.83㎡/人	7.68㎡/人	39.3㎡/人
目標年次	現状維持			現状維持	5.96㎡/人	12.2㎡/人	50.3㎡/人

注) 上段は現況、下段は目標年次(令和 17 (2035) 年)

緑文字：国が定めた目標水準 ■：推奨基準を満足するもの ■：推奨基準を満足していないもの

2 計画の進行管理

2-1 進行管理の考え方

進行管理にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・公表（Publication）・市民意見の把握（Learn）・改善（Action）の6つの視点により、進行管理の実効性を高めます。

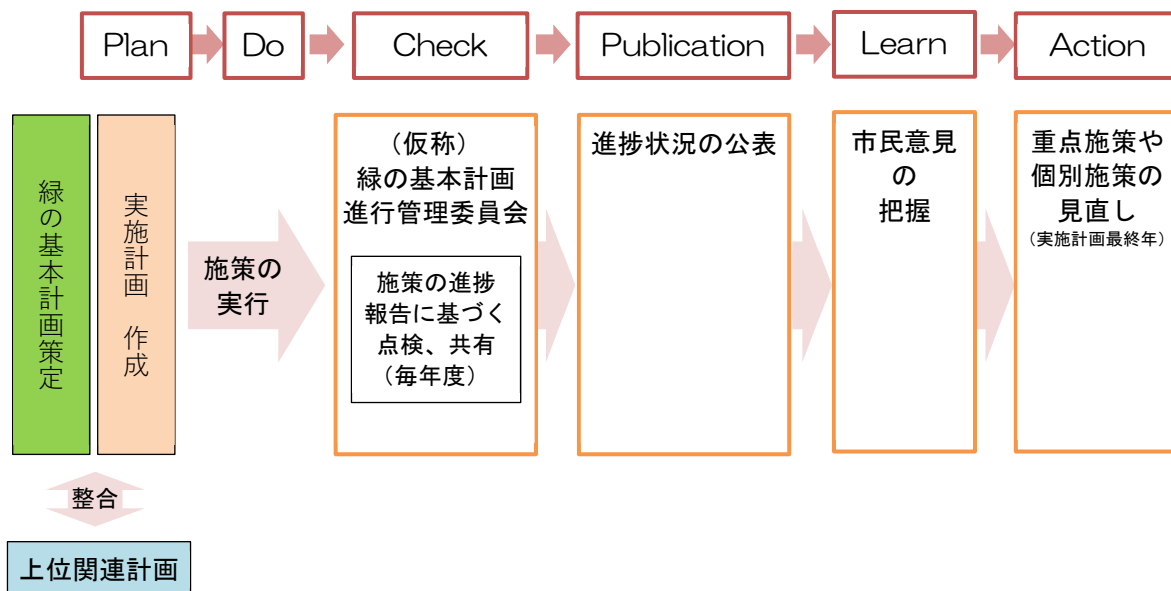


図 10-1 進行管理の流れ

2-2 計画推進体制

全庁にわたる施策の進行管理を図る「(仮称) 緑の基本計画進行管理委員会」の設置を検討します。

■委員構成案

- ・ 関連施策事業を担当する各課
- ・ 外部有識者 → 学識経験者を検討
- ・ 市民代表 → 緑化ボランティアからの選出を検討

2-3 計画の見直し

今後の計画の見直しは、計画内容の進捗や社会動向、県による緑の現況調査の実施時期などを踏まえて、概ね5年を目安として計画の見直しを図ります。

参考資料 策定体制と策定の経緯

(1) 大和郡山市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条大和郡山市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、課題解決の視点を整理するとともに、本市における緑の役割について捉え直し、市民生活との関わりを中心に、緑の役割について明らかにした上で、計画の理念及び緑の将来像を設定するため、大和郡山市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条委員会は基本計画の策定について必要な事項を検討し又は協議する。

(組織)

第3条委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者等
- (3) 別表に掲げる関係課職員

(任期)

第4条委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条委員会に委員長及び副委員長を置く。

2委員長及び副委員長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者から、委嘱された委員の互選により選出する。

3委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

2委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条委員会の事務局は都市建設部都市計画課に置く。

2事務局に事務局長を置き、都市計画課長をもって充てる。

(その他)

第8条この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、基本計画の策定をもって効力を失う。

別表（第3条関係）

委員を構成する関係課職員

農業水産課長
環境政策課長
教育委員会事務局生涯学習課長
農業委員会事務局長

(2) 大和郡山市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属
市民団体代表	磯 三男	やまと郡山環境を良くする会
市民団体代表	本間 隆	大和郡山市スカウト協議会
市民団体代表	奥 恵一郎	NPO法人森づくり奈良クラブ
地元関係団体	川端 章代	昭和工業団地協議会会長
地元関係団体	亀岡 静代	桜保存会会長
学識経験者	飯田 喜代視	農業委員会会長
学識経験者	原 孝博	奈良学園
学識経験者	養父 志乃夫	和歌山大学システム工学部教授
行政関係者	乾 義郎	市農業水産課長
行政関係者	榊原 清行	市環境政策課長
行政関係者	小林 克宣	市教育委員会生涯学習課長
行政関係者	春名 宏昭	市農業委員会事務局長

事務局

都市計画課 課長 東田 完
 課長補佐 下野 俊一
 公園緑地係長 中 稔生

(3) 大和郡山市緑の基本計画策定委員会 スケジュール

大和郡山市緑の基本計画（平成13年3月）の改定の背景に加え、郡山城跡公園基本計画の改定（平成31年3月）に伴い約4haの公園が開設されることなど大和郡山市の緑を取り巻く環境が変化することから、緑の基本計画の改定を行いました。

大和郡山市緑の基本計画策定にあたっては、策定委員会及び重点プロジェクト検討協議会での検討をいたしました。

日程	会議名	内容
令和2年 8月19日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 改定の目的について (2) 策定スケジュールについて (3) 本市緑の現況と課題について (4) 緑の基本方針（案）について
令和2年10月28日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本方針の確認について (2) 地区別課題と施策方針について (3) 具体的な施策について (4) 目標数値について
令和2年12月 4日	重点プロジェクト検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑の基本計画とは (2) 計画理念の検討について (3) 具体的な施策について (4) 重点プロジェクトの選定について
令和3年 2月10日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大和郡山市緑の基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ① 緑の将来像について ② 実現に向けた施策体系について ③ 重点プロジェクトについて ④ 施策の方針について ⑤ 緑の目標について

大和郡山市 緑の基本計画

令和3年3月

大和郡山市 都市建設部 都市計画課
〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4
電話 0743-53-1151 FAX 0743-53-1049